

国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考						
<p>国立大学法人東京農工大学連携リング規程</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月1日 22教規程第13号</p> <p>第1条～8条 省略</p> <p>(拠点の設置)</p> <p>第9条 連携リングに未来型の学理の形成及び若手研究者の人材育成を目的とするグループとして、拠点を置く。</p> <p>2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。</p> <p>3 その他拠点の設置について必要な事項は別に定める。</p> <p>第10条～第15条 省略</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="226 1002 788 1157"> <tr><td>科学立国研究拠点</td></tr> <tr><td>生存科学研究拠点</td></tr> <tr><td>若手人材育成拠点</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	若手人材育成拠点	<p>国立大学法人東京農工大学連携リング規程</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月1日 22教規程第13号</p> <p>第1条～8条 省略（現行どおり）</p> <p>(拠点の設置)</p> <p>第9条 省略（現行どおり）</p> <p>第10条～第15条 省略（現行どおり）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1012 1002 1574 1157"> <tr><td>科学立国研究拠点</td></tr> <tr><td>生存科学研究拠点</td></tr> <tr><td><u>（削る）</u></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	<u>（削る）</u>	
科学立国研究拠点								
生存科学研究拠点								
若手人材育成拠点								
科学立国研究拠点								
生存科学研究拠点								
<u>（削る）</u>								

附 則（23教規程第31号）

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。